

第3章 避難対策

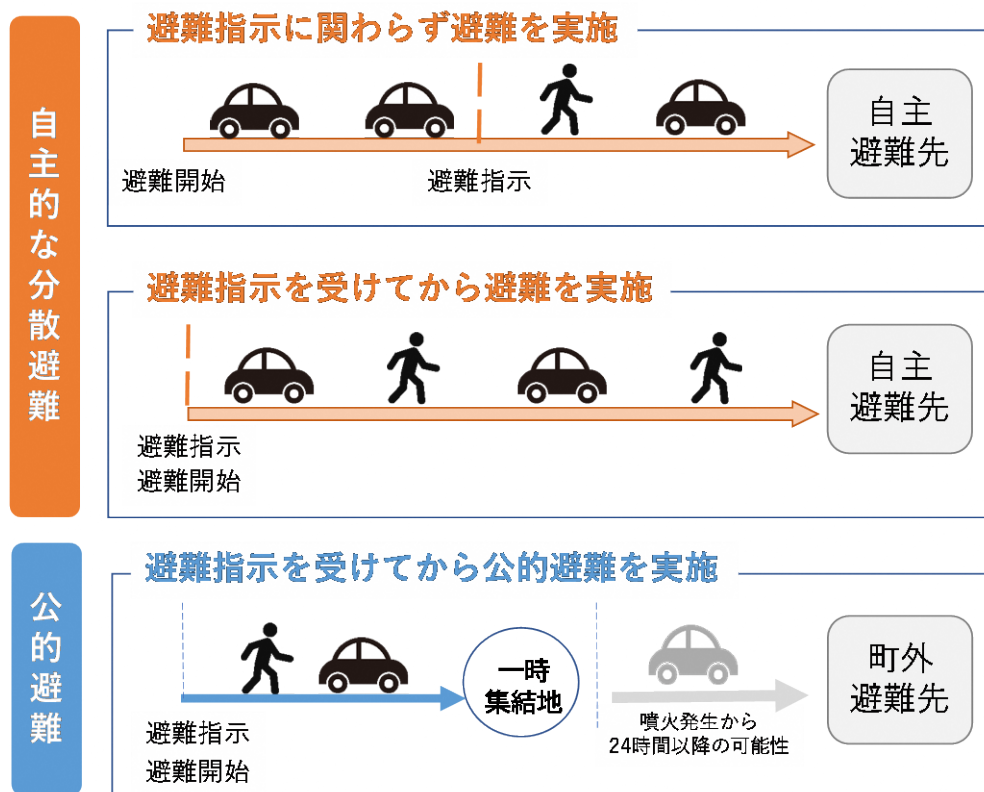
第1節 避難の基本的な考え方

避難の基本的なパターンは、自主的な分散避難若しくは、避難指示に基づいた一時集結地への公的避難のいずれかとする。住民等は町長から避難指示があった場合、自ら避難のための交通手段により避難対象エリア外に避難又は退去する。

一時集結地への公的避難は噴火の影響範囲から離れるための町内での一時避難と位置づけ、被害の拡大及び災害の長期化による町外避難の可能性を見据えたものとする。

避難に際して、住民等は避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、警戒レベル情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難することとする。

図8 避難対応のイメージ



医療・社会福祉施設に入院、入所又は通所している者については、各施設の避難計画に準ずる。

要配慮者（介護者等を含む）は、避難指示発令後、迅速かつ円滑な避難が困難な場合に備え、町長から高齢者等避難が発令された場合は、早期の避難に努める。

1 避難対象者の区分

避難対象者は「一般住民」「避難行動要支援者」の2つに区分する。避難行動要支援者は一般住民より避難に時間を要することから一般住民よりも早い段階での避難準備又は避難とする。「登山客・観光客」については本計画の対象として含まない。

第2節 噴火前の自主的な分散避難

町は、自家用車（相乗り含む）による避難を希望し、親族・知人宅や遠方の宿泊施設等へ身を寄せても生活が維持できる住民を対象として、「地域のスリム化」のために、避難行動要支援者の避難開始時期より前の予兆観測後の早い段階から、自主的な分散避難を呼びかける。

第3節 避難指示の発令

町は、溶岩流等からの避難のうち、第4次避難対象エリアについては、噴火警戒レベル及び流下パターンに応じて噴火前に避難の指示を発令し、避難対象地区内の住民等は避難場所への避難を開始する。第4次避難対象エリアの避難指示の発令のタイミング及び避難対象区域は、表14のとおりとする。

表 14 第4次避難対象エリアにおける避難指示の発令タイミング及び避難対象区域

避難対象 エリア	避難指示発令の タイミング	対象人口	避難対象区域
第４次避難対象 エリア	噴火警戒 レベル５	７５７４人	南一色区 ①②⑥⑦⑧⑨⑩⑫⑬⑯⑰班 東べ南一色区 下長窪区 ①②③④⑤⑥⑩⑪⑰⑱⑲班 尾尻住宅区 納米里区 ①②⑦⑨⑩⑪⑬⑮⑯班 荻素区①②③④⑤⑥班 鮎壺区①②③④⑤⑥⑦⑨⑩⑭⑮⑳㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿㋀㋁㋂㋃㋄㋅㋆㋇㋈㋉㋐㋑㋒㋓㋔㋕㋖㋗㋘㋙㋚㋛㋜㋝㋞㋟㋠㋡㋢㋣㋤㋥㋦㋧㋨㋩㋪㋫㋬㋭㋮㋯㋰㋱㋲㋳㋴㋵㋶㋷㋸㋹㋺㋻㋼㋽㋾㋿㌀㌁㌂㌃㌄㌅㌆㌇㌈㌉㌐㌑㌒㌓㌔㌕㌖㌗㌘㌙㌚㌛㌜㌝㌞㌟㌠㌡㌢㌣㌤㌥㌦㌧㌨㌩㌪㌫㌬㌭㌮㌯㌰㌱㌲㌳㌴㌵㌶㌷㌸㌹㌺㌻㌼㌽㌾㌿㍀㍁㍂㍃㍄㍅㍆㍇㍈㍉㍐㍑㍒㍓㍔㍕㍖㍗㍘㍙㍚㍛㍜㍝㍞㍟㍰㍡㍢㍣㍤㍥㍦㍧㍨㍩㍪㍫㍬㍭㍮㍯㍰㍱㍲㍳㍴㍵㍶㍷㍸㍹㍺㍻㍼㍽㍾㍿㏀㏁㏂㏃㏄㏅㏆㏇㏈㏉㏐㏑㏒㏓㏔㏕㏖㏗㏘㏙㏚㏛㏜㏝㏞㏟㏠㏡㏢㏣㏤㏥㏦㏧㏨㏩㏪㏫㏬㏭㏮㏯㏰㏱㏲㏳㏴㏵㏶㏷㏸㏹㏺㏻㏼㏽㏾㏿㐀㐁㐂㐃㐄㐅㐆㐇㐈㐉㐐㐑㐒㐓㐔㐕㐖㐗㐘㐙㐚㐛㐜㐝㐞㐟㐠㐡㐢㐣㐤㐥㐦㐧㐨㐩㐪㐫㐬㐭㐮㐯㐰㐱㐲㐳㐴㐵㐶㐷㐸㐹㐺㐻㐼㐽㐾㐿㑀㑁㑂㑃㑄㑅㑆㑇㑈㑉㑐㑑㑒㑓㑔㑕㑖㑗㑘㑙㑚㑛㑜㑝㑞㑟㑠㑡㑢㑣㑤㑥㑦㑧㑨㑩㑪㑫㑬㑭㑮㑯㑐㑒㑓㑔㑕㑖㑗㑘㑙㑚㑛㑜㑝㑞㑟㑠㑡㑢㑣㑤㑥㑦㑧㑨㑩㑪㑫㑬㑭㑮㑯㑰㑱㑲㑳㑴㑵㑶㑷㑸㑹㑺㑻㑼㑽㑾㑿㒀㒁㒂㒃㒄㒅㒆㒇㒈㒉㒐㒑㒒㒓㒔㒕㒖㒗㒘㒙㒚㒛㒜㒝㒞㒟㒠㒡㒢㒣㒤㒥㒦㒧㒨㒩㒪㒫㒬㒭㒮㒯㒰㒱㒲㒳㒴㒵㒶㒷㒸㒹㒺㒻㒼㒽㒾㒿㓀㓁㓂㓃㓄㓅㓆㓇㓈㓉㓐㓑㓒㓓㓔㓕㓖㓗㓘㓙㓚㓛㓜㓝㓞㓟㓠㓡㓢㓣㓤㓥㓦㓧㓨㓩㓪㓫㓬㓭㓮㓯㓰㓱㓲㓳㓴㓵㓶㓷㓸㓹㓺㓻㓼㓽㓾㓿㔀㔁㔂㔃㔄㔅㔆㔇㔈㔉㔐㔑㔒㔓㔔㔕㔖㔗㔘㔙㔚㔛㔜㔝㔞㔟㔠㔡㔢㔣㔤㔥㔦㔧㔨㔩㔪㔫㔬㔭㔮㔯㔰㔱㔲㔳㔴㔵㔶㔷㔸㔹㔺㔻㔼㔽㔾㔿㕀㕁㕂㕃㕄㕅㕆㕇㕈㕉㕐㕑㕒㕓㕔㕕㕖㕗㕘㕙㕚㕛㕜㕝㕞㕟㕠㕡㕢㕣㕤㕥㕦㕧㕨㕩㕪㕫㕬㕭㕮㕯㕰㕱㕲㕳㕴㕵㕶㕷㕸㕹㕺㕻㕼㕽㕾㕿㖀㖁㖂㖃㖄㖅㖆㖇㖈㖉㖐㖑㖒㖓㖔㖕㖖㖗㖘㖙㖚㖛㖜㖝㖞㖟㖠㖡㖢㖣㖤㖥㖦㖧㖨㖩㖪㖫㖬㖭㖮㖯㖰㖱㖲㖳㖴㖵㖶㖷㖸㖹㖺㖻㖼㖽㖾㖿㗀㗁㗂㗃㗄㗅㗆㗇㗈㗉㗐㗑㗒㗓㗔㗕㗖㗗㗘㗙㗚㗛㗜㗝㗞㗟㗠㗡㗢㗣㗤㗥㗦㗧㗨㗩㗪㗫㗬㗭㗮㗯㗰㗱㗲㗳㗴㗵㗶㗷㗸㗹㗺㗻㗼㗽㗾㗿㘀㘁㘂㘃㘄㘅㘆㘇㘈㘉㘐㘑㘒㘓㘔㘕㘖㘗㘘㘙㘚㘛㘜㘝㘞㘟㘠㘡㘢㘣㘤㘥㘦㘧㘨㘩㘪㘫㘬㘭㘮㘯㘰㘱㘲㘳㘴㘵㘶㘷㘸㘹㘺㘻㘼㘽㘾㘿㙀㙁㙂㙃㙄㙅㙆㙇㙈㙉㙐㙑㙒㙓㙔㙕㙖㙗㙘㙙㙚㙛㙜㙝㙞㙟㙠㙡㙢㙣㙤㙥㙦㙧㙨㙩㙪㙫㙬㙭㙮㙯㙰㙱㙲㙳㙴㙵㙶㙷㙸㙹㙺㙻㙼㙽㙾㙿㚀㚁㚂㚃㚄㚅㚆㚇㚈㚉㚐㚑㚒㚓㚔㚕㚖㚗㚘㚙㚚㚛㚜㚝㚞㚟㚠㚡㚢㚣㚤㚥㚦㚧㚨㚩㚪㚫㚬㚭㚮㚯㚰㚱㚲㚳㚴㚵㚶㚷㚸㚹㚺㚻㚼㚽㚾㚿㜀㜁㜂㜃㜄㜅㜆㜇㜈㜉㜐㜑㜒㜓㜔㜕㜖㜗㜘㜙㜚㜛㜜㜝㜞㜟㜠㜡㜢㜣㜤㜥㜦㜧㜨㜩㜪㜫㜬㜭㜮㜯㜰㜱㜲㜳㜴㜵㜶㜷㜸㜹㜺㜻㜼㜽㜾㜿㝀㝁㝂㝃㝄㝅㝆㝇㝈㝉㝐㝑㝒㝓㝔㝕㝖㝗㝘㝙㝚㝛㝜㝝㝞㝟㝠㝡㝢㝣㝤㝥㝦㝧㝨㝩㝪㝫㝬㝭㝮㝯㝰㝱㝲㝳㝴㝵㝶㝷㝸㝹㝺㝻㝼㝽㝾㝿㞀㞁㞂㞃㞄㞅㞆㞇㞈㞉㞐㞑㞒㞓㞔㞕㞖㞗㞘㞙㞚㞛㞜㞝㞞㞟㞠㞡㞢㞣㞤㞥㞦㞧㞨㞩㞪㞫㞬㞭㞮㞯㞰㞱㞲㞳㞴㞵㞶㞷㞸㞹㞺㞻㞼㞽㞾㞿㟀㟁㟂㟃㟄㟅㟆㟇㟈㟉㟐㟑㟒㟓㟔㟕㟖㟗㟘㟙㟚㟛㟜㟝㟞㟟㟠㟡㟢㟣㟤㟥㟦㟧㟨㟩㟪㟫㟬㟭㟮㟯㟰㟱㟲㟳㟴㟵㟶㟷㟸㟹㟺㟻㟼㟽㟾㟿㠀㠁㠂㠃㠄㠅㠆㠇㠈㠉㠐㠑㠒㠓㠔㠕㠖㠗㠘㠙㠚㠛㠜㠝㠞㠟㠠㠡㠢㠣㠤㠥㠦㠧㠨㠩㠪㠫㠬㠭㠮㠯㠰㠱㠲㠳㠴㠵㠶㠷㠸㠹㠺㠻㠼㠽㠾㠿㡀㡁㡂㡃㡄㡅㡆㡇㡈㡉㡐㡑㡒㡓㡔㡕㡖㡗㡘㡙㡚㡛㡜㡝㡞㡟㡠㡡㡢㡣㡤㡥㡦㡧㡨㡩㡪㡫㡬㡭㡮㡯㡰㡱㡲㡳㡴㡵㡶㡷㡸㡹㡺㡻㡼㡽㡾㡿㢀㢁㢂㢃㢄㢅

噴火前に火山活動の活発化に伴う現象（有感地震の発生、地殻の隆起や伸び、温泉や地下水の変化、地熱の上昇、低周波地震の増加、火山性微動等）が観測されると、気象庁は、噴火警報等（噴火警戒レベル）を発表することから、町は、段階的に住民等を安全な地域へ避難させることを目的とした避難指示等を発令する。

町長は、火山噴火による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民等の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対し避難指示を発令する。

町長は、避難指示を発令したときは、直ちに避難対象地区内の住民等に対して、同報無線、広報車、SNS 等の手段を通じて次の事項を伝達するとともに、警察官、地元自主防災組織等の協力を得て周知徹底を図る。避難指示は当該自治会（区）の班単位を対象に発令する。

表 15 避難指示の内容

避難指示の内容	・ 避難指示の主旨
	・ 避難指示が出された地域名
	・ 避難所の名称及び所在地
	・ 避難経路及び誘導方法

町長は、避難指示を発令したときは、災害対策基本法に基づき静岡県知事に報告する。

第 4 節 避難所の開設及び避難誘導

1 一時集結地

避難計画影響の想定範囲は流下パターン D に該当する以下の地域と想定する。避難対象地区別の避難対象者数は、令和 6 年 4 月現在の本町住民基本台帳登録者を基準とし、避難行動要支援者については、令和 6 年 4 月現在の「長泉町避難行動要支援者名簿」から算出した。一般住民の自主避難率については*40.0%と想定すると、避難対象地区別の避難対象者数、世帯数及び想定される公的避難者数は表 16 のとおりである。

表 16 避難対象地区別の避難対象者数及び世帯数

地区	避難 対象班	一般住民				公的避難者 想定数 (60.0%)	避難所
				避難行動要支援者			
		世帯数	人数	世帯数	人数		
南一色	南一色①	9 2	1 8 9	4	4	1 1 3	長泉 小学校
	南一色②	6 4	1 4 3	7	7	8 6	
	南一色⑥	1 1 5	2 9 0	8	8	1 7 4	
	南一色⑦	7 6	1 5 0	6	7	9 0	
	南一色⑧	3 7	7 9	4	4	4 7	
	南一色⑨	7 7	1 8 2	3	3	1 0 9	
	南一色⑩	7 3	1 4 8	8	8	8 9	
	南一色⑫	1 1 1	1 5 8	9	9	9 5	
	南一色⑬	4 2	7 9	4	5	4 7	
	南一色⑯	5 6	1 2 2	3	3	7 3	
	南一色⑰	3	1 1	0	0	7	
南一色 合計		7 4 6	1 5 5 1	5 6	5 8	9 3 0	
東べ南一色		9	2 0	1	1	1 2	

下長窪	下長窪①	8 2	2 1 2	6	6	1 2 7	長泉 中学校
	下長窪②	6 3	1 7 7	3	3	1 0 6	
	下長窪③	4 6	1 1 4	4	4	6 8	
	下長窪④	1 1 6	2 9 9	4	4	1 7 9	
	下長窪⑤	6 1	1 5 5	1	1	9 3	
	下長窪⑥	8 1	1 7 4	6	7	1 0 4	
	下長窪⑩	8 2	1 7 5	3	3	1 0 5	
	下長窪⑪	4 0	8 4	3	3	5 0	
	下長窪⑰	1 3 4	3 4 6	1 3	1 3	2 0 8	
	下長窪⑱	1 9	4 4	0	0	2 6	
	下長窪⑲	1 6	3 8	3	3	2 3	
下長窪 合計		7 4 0	1 8 1 8	4 6	4 7	1 0 8 9	長泉 中学校
尾尻住宅		8 8	1 5 1	0	0	9 1	
納米里	納米里①	7 6	1 7 7	4	4	1 0 6	
	納米里②	1 0 2	2 5 4	3	3	1 5 2	
	納米里⑦	4 6	1 1 6	4	4	7 0	
	納米里⑨	1 3 5	4 0 0	9	1 0	2 4 0	
	納米里⑩	7 4	1 7 7	3	3	1 0 6	
	納米里⑪	5 8	1 2 0	3	3	7 2	
	納米里⑬	1 1 2	2 8 9	1 1	1 1	1 7 3	
	納米里⑮	5 2	9 2	0	0	5 5	
	納米里⑯	6 7	1 3 1	0	0	7 9	
納米里 合計		7 2 2	1 7 5 6	3 7	3 8	1 0 5 3	
荻素	荻素①	2 0	5 0	3	3	3 0	長泉 小学校
	荻素②	1 7	4 5	1	1	2 7	
	荻素③	2 0	5 5	2	2	3 3	
	荻素④	2 9	5 4	3	3	3 2	
	荻素⑤	2 4	7 3	1	1	4 4	
	荻素⑥	2 0	5 0	2	2	3 0	
荻素 合計		1 3 0	3 2 7	1 2	1 2	1 9 6	

鮎壺	鮎壺①	9 5	2 0 7	7	7	1 2 4	南 小学校
	鮎壺②	2 3	6 0	5	5	3 6	
	鮎壺③	2 5	6 0	2	2	3 6	
	鮎壺④	1 8	4 0	1	1	2 4	
	鮎壺⑤	1 9	5 0	1	1	3 0	
	鮎壺⑥	3 5	7 3	2	2	4 4	
	鮎壺⑦	2 2	4 1	1	1	2 5	
	鮎壺⑨	4 3	9 6	1	1	5 8	
	鮎壺⑩	1 9	4 8	2	2	2 9	
	鮎壺⑭	2 3	5 0	2	2	3 0	
	鮎壺⑮	1 4	3 3	4	4	2 0	
	鮎壺㉒	1 3	2 6	0	0	1 5	
	鮎壺㉕	1 8	3 0	1	1	1 8	
	鮎壺㉗	1 2	3 0	1	1	1 8	
	鮎壺㉘	1 1	4 5	1	1	2 7	
	鮎壺㉚	1 5	1 7	0	0	1 0	
	鮎壺㉛	1 3	1 3	0	0	8	
鮎壺 合計		4 1 8	9 1 9	3 1	3 1	5 5 2	学校法人 三島学園 知徳高校
本宿	本宿①	2 9	7 1	4	4	4 3	
	本宿③	7 7	1 5 7	5	7	9 4	
	本宿⑥	4 5	1 1 4	1	1	6 8	
	本宿⑦	3 0	8 2	2	2	4 9	
	本宿⑧	1 0	2 1	1	1	1 3	
	本宿⑩	6	2 6	1	1	1 6	
	本宿⑫	5	1 8	0	0	1 1	
	本宿⑬	2 5	6 1	0	0	3 7	
	本宿⑭	1 4	3 7	2	2	2 2	
	本宿⑰	1 7	3 8	3	3	2 3	
	本宿⑳	2 0	5 8	5	5	3 5	
	本宿㉑	1 1	1 1	0	0	7	
	本宿㉓	1 9	3 7	4	4	2 2	
	本宿㉔	1 5	3 2	0	0	1 9	
本宿 合計		3 2 3	7 6 3	2 8	3 0	4 5 9	
シャルマン		1 3 0	2 6 9	0	0	1 6 1	
総合計		3 3 0 6	7 5 7 4	2 1 1	2 1 7	4 5 4 3	

*福島第一原子力発電所事故時の住民アンケート調査結果では、自主避難率は４０％を基本として設定されていることから、本計画の参考値とする。（内閣府ガイダンス 国会事故調査報告書）

直ちに遠方へ避難することはせず、段階的な避難とする。避難対象者は町内の一時集結地へ避難し、噴火の規模に応じて町外へ避難を拡大する。この場合、県の広域避難方針に基づき、*受入Bグループ（熱海市、伊東市、伊豆市、伊豆の国市、函南町）への避難を基本とするが、町外避難においては県、他市町との調整を踏まえた上で改めて避難計画を策定するものとする。

*「富士山火山に関する広域避難の調整方針について」広域避難計画(素案)では、複数の避難先市町をグループ化し、調整を行う方針が示されている。本町の広域避難先は熱海市、伊東市、伊豆市、伊豆の国市、函南町の属する受入Bグループが該当する。各受入市町における一時集結地の開設予定地は表17のとおりである。

表 17 受入市町における一時集結地の開設予定地

受入市町	施設名称	所在地
熱海市	南熱海マリンホール	熱海市下多賀
伊東市	伊東市民体育センター	伊東市玖須美元和田
伊豆市	日本サイクルスポーツセンター	伊豆市大野
伊豆の国市	旧スポーツワールド駐車場	伊豆の国市南江間
函南町	状況に応じて発災後に指定する場所	

2 一時集結地の開設

一時集結地の開設及び避難者の受入業務については、町が行うものとする。一時集結地の運営にあたっては長泉町地域防災計画資料編「避難所運営基本マニュアル」に準ずる。

町は、本部室員以外の職員を一時集結地に派遣し、運営を開始する。

3 避難誘導

町は、住民等の円滑な避難のため、避難所開設に当たらない本部室以外の職員を動員し、警察、消防等と協力して避難誘導を行う。

また平常時から自衛隊の災害派遣要請について、県と確認しておく。

4 駐車場の確保

各避難所の駐車スペースが不足する場合に、駐車場として使用を想定する施設は、表18とおりとする。

避難の際には多数の車両により避難所の駐車スペースが不足するおそれがあることから、町は、避難に使用する車両の削減方法を検討するとともに、必要に応じてその他の公共施設や民間施設にある駐車場の活用を検討する等、駐車スペースの確保に努める。

表 18 駐車場として利用する施設

駐車場として 使用する施設	長泉小学校グラウンド
	長泉中学校グラウンド
	南小学校グラウンド
	学校法人三島学園知徳高校グラウンド

5 福祉避難所の開設

町は、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、福祉避難所の施設管理者に開設を要請する。

第5節 避難手段

避難を行う者は徒歩及び自家用車（相乗り含む）等による避難を基本とするものの、深刻な渋滞の発生により逃げ遅れが懸念されるため、町は、避難に使用する車両の台数を極力減らすよう周知に努める。なお、自家用車（相乗り含む）等がなく、徒歩での避難が困難な避難者に対応するため、町は、共助による車両避難の周知に努める。

避難行動要支援者については、近隣住民等の補助を行う者の車両等で避難を行う。

広域避難となった場合の避難手段は、原則として自家用車（相乗り含む）等による自力避難とする。

第6節 避難状況の確認

1 住民避難の確認

町は、自主防災組織、消防団、警察等の協力を得て在宅の避難行動要支援者が避難済みであること等の確認を行い、町災害対策本部等でその状況を把握しておくものとする。

2 避難者の所在確認

町は、避難所において、自主防災組織の世帯台帳等を用いて避難者の確認を行う。避難所以外の避難者については警察や消防のほか避難した住民からの情報等を基に整理する。その際、個人情報の取扱には、十分配慮するものとする。なお、避難所以外に避難する者は、避難の際にステッカー等目印を玄関に表示する等、避難済みであることを周囲に知らせるものとする。